

先着40名



食料品を取り扱う事業所は超ヤバい？！

消費税軽減税率制度と対策補助金セミナー

☆食料品を取り扱う事業所さん（飲食店、酒店、食料品

店、茶製造・販売、食品製造・販売 etc）はとても面
倒になる可能性があります！他人事ではありません！

平成31年10月より消費税率が10%となる予定です。それと同時に、「酒類及び外食を除く飲食料品」と「定期購読する週2回以上発行される新聞」は消費税率8%となる軽減税率制度も導入されます。これはつまり、2種類の消費税額を管理するため、帳簿整理が面倒になることを意味しています！

☆そこで「制度を知つておく」と「対策方法がある」ことをお 知らせします

変わってからズップツ言う前に、何が変わり、何に注意し、どのような対策を取つておく必要があるか、を知っておきましょう！今回はそれをテーマとした説明会です。

☆実は補助金があります！だけど、急がないといけないかも？

改正に対応して、売上を分けて集計したり、レシートを発行したりする「レジ」は、最も重要な役割を果たします。もしかしたら入替や改修が必要かもしれません。今回はそれに使える補助金についてもご説明します！ただし補助金予算額の関係上、急がないといけないかもしれません。お見逃しなく！

～開催日時・場所～

11月6日(火)14:00～16:00

八女市役所黒木支所 2階庁議室

～カリキュラム～

- ・消費税改正点と軽減税率制度
- ・軽減税率対策補助金の活用
- ・質疑応答

～講 師～

- ・八女税務署 個人課税部門
- ・(株)スミケイ アプライアンス

～レジの体験コーナー～

軽減税率対策補助金対応のレジ
体験コーナーをご準備致します。

実物に触れてご検討下さい

申込先：八女市商工会

八女市黒木町今1314-1

TEL 0943-42-0153

FAX 0943-42-0209

下記申込書にご記入頂き、
商工会へご連絡下さい

消費税軽減税率制度と対策補助金セミナー 受講申込書

事業所名

受講者名

* FAXの誤送信が増えています。送信の際はFAX番号を今一度ご確認下さい

八女市商工会 FAX 0943-42-0209